

青森県報

第三千三百四十七号

平成二十三年
二月四日
(金曜日)

目 次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	同	二
右 同	同	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	同	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	同	三
右 同	同	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出	同	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	同	四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	同	四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	同	四

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の施術所の廃止の届出

飼料の試験の結果の概要

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任

道路の位置の指定

告 示

青森県告示第九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	指定期限
トヨタカポ トラ青森株 式会社	青森市大字野木 字野尻六一の四	福祉用具 貸与	トヨタカポ トラ青森株 式会社介護 福祉用具相 談室柏店	つがる市柏鷺坂 清留二五	平成 三・三・一

青森県告示第九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

青森県知事 三村 申 吾

名称	トヨタカポト青森株式会社	主たる事務所の所在地	青森市大字野木字野尻六一の四	介護予防の種類	介護予防	名称	トヨタカポト青森株式会社	所在地	つがる市柏鷲坂清留二五	指定期日	平成三・三・一
名称	トヨタカポト青森株式会社	主たる事務所の所在地	青森市大字野木字野尻六一の四	介護予防の種類	介護予防	名称	トヨタカポト青森株式会社	所在地	つがる市柏鷲坂清留二五	指定期日	平成三・三・一
名称	トヨタカポト青森株式会社	主たる事務所の所在地	青森市大字野木字野尻六一の四	介護予防の種類	介護予防	名称	トヨタカポト青森株式会社	所在地	つがる市柏鷲坂清留二五	指定期日	平成三・三・一

青森県告示第九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

青森県知事 三村 申 吾

名称	トヨタカポト青森株式会社	主たる事務所の所在地	青森市大字野木字野尻六一の四	特定福祉用具販売事業者	トヨタカポト青森株式会社	所在地	つがる市柏鷲坂清留二五	指定期日	平成三・三・一
----	--------------	------------	----------------	-------------	--------------	-----	-------------	------	---------

青森県告示第九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

青森県知事 三村 申 吾

名称	トヨタカポト青森株式会社	主たる事務所の所在地	青森市大字野木字野尻六一の四	特定介護予防福祉用具販売事業者	トヨタカポト青森株式会社	所在地	つがる市柏鷲坂清留二五	指定期日	平成三・三・一
----	--------------	------------	----------------	-----------------	--------------	-----	-------------	------	---------

青森県告示第九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区分	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業者	名称	所在地	変更年月日
ダイワサービス	有限会社	居宅介護事業者	ダイワサービス	三戸郡五戸町の四五	訪問介護	ダイワ・ケア	三戸郡五戸町上新井七の四	平成三・三・一

青森県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		区 分	
株式会社 ダイワサ ービス	三戸郡五戸 町字銀杏木 一の四五	介護予防防 護事業の種 類	介護予 防事業所	名 称	介 護 予 防 事 業 者
訪問介護 センター ワ・ケア	三戸郡五戸 町字上新井 田前八の六 七の四	名 称	介 護 予 防 事 業 所	主たる事務 所の所在地	介 護 予 防 事 業 者
		所在地	所在地	変更 年月日	
		平成 三・九 一			

青森県告示第九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分		名 称		主たる事務所の所在地		名 称		所在地		変更年月日	
		居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所								

変更後		変更前	
社会福祉会 人みやぎ会	八戸市大字河 原木字八太郎 山一〇の八一	介護老人保健 施設とわだ	十和田市稲生 町一三の七
			十和田市大字 洞内字長田六 〇の六
			平成 三・一 一

青森県告示第百号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名		所在地又は住所		指定年月日	
中里デンタルクリ ニック	八戸市大字鷹匠小路二二			平成三・一・一	
七福薬局むつ	むつ市中央二丁目五の一九			三・一・五	

青森県告示第百一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

事業所	名称	名称	名称	指定年月日
三町一丁目一〇の三	ひいらぎ訪問看護ステーション株式会社	ひいらぎ訪問看護ステーション	弘前市大字南大	平成三・三・一
三町一丁目一〇の三	弘前市大字南大	弘前市大字南大	弘前市大字南大	

青森県告示第百二二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
吉田内科小児科医院 松坂医院 相馬内科神経科医院	弘前市大字茂森町一三三 五所川原市字旭町六〇の九 八戸市小中野四丁目一の五八	平成三・三・一〇 三・三・一〇 三・三・一七

青森県告示第百二三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

介護予防事業所	名称	名称	名称	指定年月日
三町一丁目一〇の三	有限会社東北福祉サービス	乙供ヘルパーステーション	上北郡東北町字上笹橋四八の一	平成三・三・一
三町一丁目一〇の三	上北郡東北町字上笹橋四八の一	上北郡東北町字上笹橋四八の一	上北郡東北町字上笹橋四八の一	

青森県告示第百四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	名称	名称	変更年月日
居宅介護支援事業所	社会福祉法人みやぎ会	介護老人保健施設とわだ	十和田市稲生町一三の七	平成三・三・一
居宅介護支援事業所	八戸市大河原木字八太郎山一〇の八一	十和田市稲生町一三の七	十和田市稲生町一三の七	

青森県告示第百五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
川畑 女恵子	むつ市昭和町二三の四〇	川原田治療院	むつ市昭和町二三の四〇	平成 三三・三・二七
佐藤 秀樹	十和田市西二二二番町三五の一四	佐藤整骨院	十和田市西二二二番町三五の一四	三三・一・四

青森県告示第百六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃

止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	廃止 年月日
成田 環	つがる市木造赤根一の三〇	たまき鍼灸整骨院	五所川原市若葉一丁目二二の一九	平成 三三・三・二六

青森県告示第百七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項の規定により平成二十二年十一月五日、同年十二月八日、九日及び平成二十三年一月十三日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十三年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違 反 の 内 容		
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %		M E kcal/kg	その他 の査 水分 %
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	トキワ印配合飼料 トキワ幼雛A Pもみ	22.11	25.6	3.7	1.21	0.73	4.5	7.6					2,710	12.8	
		ニチワ印プロイラー肥育前期用配合飼料 ニチワエつけ	22.10	24.8	4.6	1.15	0.73	1.3	5.9					3,030	11.8	
		ニチワ印プロイラー肥育前期用配合飼料 ニチワ前期	22.11	22.9	6.2	1.00	0.71	2.0	5.3					3,100	12.3	

中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の5	同左	マリン中印種豚飼育用配合飼 料 華きらら	22.12	14.2	3.0	1.21	0.78	3.3	6.2					72.0		13.5
		マリン中印配合飼料 イチノロ種鶏雄P	22.12	12.3	3.7	0.88	0.69	3.9	5.4						2,600	
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の6	同左	マリン中印マリン肥育前 期用配合飼料 ピチ銀付E	22.12	24.3	4.8	0.81	0.70	2.3	5.4					3,000		12.2
		ITOCHUニュースター ターA	22.12	19.8	2.7	1.03	0.69	1.6	5.6					2,900		13.4
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の8	同左	ハイランドオールロン	22.12	14.0	3.7	0.54	0.43	2.4	3.7					77.8		14.0
		子豚マスター	22.12	14.7	3.2	0.69	0.46	2.0	4.0					77.8		13.6
みちのく飼料株式会 社 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	日配子豚育成用配合飼料 子豚CR	23.1	16.0	4.3	0.60	0.54	2.1	4.0					78.0		14.4
		日配マリン肥育後期用 配合飼料 マースターUD	23.1	18.6	7.3	0.91	0.54	1.5	4.5					3,250		12.5
十和田おいらせ農 業協同組合 十和田湖支店 十和田市大字興瀬 字堰道16の1	同左	協同飼料 クエイケマリンチA	23.1	16.2	3.5	0.90	0.68	3.1	5.5					74.0		13.4
		全畜連和牛繁殖用みどり	23.1	15.7	2.7	1.16	0.54	9.7	7.4							

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
青森東ショッピングセンター
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社東商
青森市大字宮田字玉水二
代表取締役 佐藤茂
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	マツクスバリユ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六 の二五 代表取締役 原田昭彦	マツクスバリユ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六 の二五 代表取締役 宮地邦明	変更年月日 平成三・五・一八
変 更 後	青森ウエルマート株式会社 弘前市大字平岡町一六の一 代表取締役 繁在家攻		三・一〇・二二
	株式会社デンコードー 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁 目七の〇 代表取締役 井上元延		二〇・三・三
	株式会社アメリカ屋 青森市新町二丁目一の一 代表取締役 齋藤憲正	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁 目四の一四 代表取締役 矢野博文	二〇・二・三〇 三・一・三

四 届出年月日

平成二十三年一月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十三年二月四日から同年六月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年六月四日

2 提出先

3 記載事項
青森県商工労働部経営支援課

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、市川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年二月四日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

区役員の 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の年月日
理 事	鈴木 弘之	八戸市大字市川町字赤坂下二五の二	平成 三・二・一〇就任
"	宮古忠市郎	" 字古館四 の三	"
"	鈴木 光明	三戸郡五戸町大字上市川字石上九一の一	"
"	吉田 一實	八戸市大字市川町字長者久保一四の八	"
"	鈴木 恒夫	" 字和野一 の一	"
"	小笠原賢一	" 大字河原木字日計二六	"
"	木村 精一	" 大字市川町字下中平沖一五	"
"	和泉 幸吉	" 字市川一五の一	"
"	川村 守人	" 字尻引六五	"
"	中村 守	" 字橋向八一の一	"
"	松橋 勤	" 字和野三	"

監事	和泉 俊雄	字上大谷地五二の一	三・三・九退任
理 事	鈴木 鉄安	字下川原二	三・三・九退任
	上村 清孝	長苗代一丁目一の一	三・三・九退任
	鈴木 弘之	大字市川町字赤坂下二五の二	三・三・九退任
	木村 徳尊	字下中平沖五	三・三・九退任
	鈴木 光明	三戸郡五戸町大字上市川字石上九一の一	三・三・九退任
	宮古忠市郎	八戸市大字市川町字古館四の三	三・三・九退任
	鈴木 良信	字和野五の四	三・三・九退任
	吉田 一實	字長者久保一四の八	三・三・九退任
	木村昌太郎	字浜二三の四一	三・三・九退任
	石田 義雄	字市川後二五	三・三・九退任
	谷地 秀典	字尻引七一	三・三・九退任
	鈴木 恒夫	字和野二の一	三・三・九退任
	小笠原賢一	大字河原木字日計二六	三・三・九退任
	和泉 俊雄	大字市川町字上大谷地五二の一	三・三・九退任
	鈴木 鉄安	字下川原二	三・三・九退任
	上村 清孝	長苗代一丁目一の一	三・三・九退任

上北地域県民局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年二月四日

上北地域県民局長 小林 巧 一

位 置	三沢市大字三沢字堀口一七の七三一、一七の七三四、一七の七三五、一七の七三六及び一七の七三七
延 長	一〇〇・二九メートル
幅 員	六・〇〇メートルから六・三メートルまで
指 定 年 月 日	平成 三・一・二九

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭